商標（「texi」ロゴマーク）利用取扱要綱

制定　令和２年１月６日 文創推第 477 号（局長決裁）
改正　令和３年３月１日 文創推第 649 号（局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、「texi」のロゴマーク（以下「商標」という。別紙１）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　「商標」の利用取扱いについては、横浜市知的財産権利用許諾取扱要綱（平成 23 年３月 28 日総財管第 2449 号。以下「知的財産権要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（権利）

第２条　横浜市（以下「市」という。）が所有する「商標」に関する一切の権利（以下「商標権」という。別表１）は、市に属する。

（利用承認の申請）

第３条　「商標」を利用する場合は、事前に利用承認申請書（様式第１号）を提出し、承認を受けるものとする。

２　利用承認申請書の提出先は横浜市長とする。

（利用承認）

第４条　市長は、次の各号の全ての要件を満たす場合に、「商標」の利用を承認することができる。「商標」の利用を承認した場合、市長は申請者に対して利用承認書（様式第２号）を交付する。

(1) アーティスト・クリエーターなどの創造的活動を行う人材と、企業・学校・地域などが協働し事業を推進する場合

(2) 商品・サービス開発、販路開拓、広報活動やマッチングの促進など、新たなビジネス機会の創出や市の創造的産業の振興に寄与する場合

２　市長は、「商標」の利用を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　知的財産権要綱第８条ただし書の規定は、利用承認書（様式第２号）を交付した場合に準用する。

（利用条件）

第５条　承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 市の品位を傷つけ、又は目的を妨げるおそれのある行為をしてはならない

(2) 市から提供を受けた「商標」データを、市の許諾なく変形・改変・翻案その他の変

更をしてはならない
(3) 利用承認を受けた事業の実施のために使用し、他の事業には使用しないこと
(4)「商標」の取扱いについては、利用者が責任をもって管理し、他への転貸借をしないこと
(5) その他、使途について疑義が生じた場合には、市と協議すること

2　利用者が利用承認を受けた事業の実施の範囲内で「商品の開発・販売に関する契約」を締結した事業者に対しては、「商標」の利用について再許諾することができ、前項第４号の転貸借にはあたらないものとし、その利用を妨げない。

3　前項の規定により利用する場合は、別途「商標」利用に関するマニュアル又はその他これに類するものを作成し、第３条第１項に規定する申請時に添付すること。
　また、前項の事業者とは、事前に利用方法等に関する協議を行い、「商標」について、第４条第１項の利用承認の要件に合致する範囲において利用するよう指導・監督しなければならない。

4　市は、利用者に対し、いつでも「商標」の利用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、利用者は速やかにこれに応じなければならない。

5　利用承認期間は１年以内とする。ただし、必要に応じて更新することを妨げない。
　また、承認期間中に製造した商品を申請により一定期間継続販売することはこの限りではない（様式第３号)。

（利用を許諾しない場合）
第６条　「商標」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許諾しない。この場合、市長は申請者に対して利用不許諾書（様式第４号）を交付する。
(1) 市及び「texi」の信用、品位並びにイメージを損なうおそれがあるとき
(2) 「商標」が著しい変形等により利用が適当でないと認められる場合
(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
(4) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき
(5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき
(6) 前各号に定めるもののほか、その利用がこの要綱に鑑みて不適当であると認められるとき

（利用内容の変更）
第７条　利用者は、申請内容に変更が生じる場合には、市長へ申請をすること（様式第５号)。
2　市長は、前項で規定する利用内容の変更申請の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは、市長は利用者に対して変更承認書（様式第６号）を交

付する。

（違反等に対する取扱い）

第８条　利用者が、第５条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる（様式第７号）。この場合において、当該利用者に損害が生じても、その責めを負わない。

（利用料）

第９条　「商標」の利用料は、知的財産権要綱第７条第１項第３号の規定により、無償とする。

（利用の非独占制等）

第 10 条　利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「商標」を使用する権利を付与するものではない。

２　利用承認は、利用者、商品等について市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第 11 条　市はこの要綱に定める申請に要した費用及び利用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第 12 条　市は、「商標」を利用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　利用者は、「商標」を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

３　利用者は、「商標」の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（所管）

第 13 条　当要綱に関する事務は、文化観光局創造都市推進課が所管する。

附則

この要綱は、令和２年１月６日より施行する。

附則

この要綱は、令和３年３月１日より施行する。

別紙１（第１条）

texi

別表１（第２条）

商品及び役務の区分	指定商品又は指定役務
第 35 類	広告業、広告用具の貸与、事業戦略に関するコンサルティング、経営の診断又は経営に関する助言、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、委託による他人の商品及び役務の販売促進・提供促進のための企画及びその実行の代理及びマーケティング並びに広告物の配布、トレーディングスタンプの発行、人材の紹介及び人材募集、職業のあっせん

様式第１号（第３条）

「texi」商標利用承認申請書

年　　月　　日

横浜市長

申請者
（住所又は所在地）　〒
（氏名又は名称）
※法人にあっては、団体名及び代表者職氏名
（連絡先）
住所　〒
電話番号
担当者氏名

横浜市が所有する「texi」商標について、利用許諾をお願いいたします。
なお、利用に際しては、利用条件等を遵守することを誓約いたします。

利用を希望する権利	（権利の種類）　　商標　権
	（名称）　　texi　　（登録番号）　　商標登録第5855222号
利用目的	
利用内容 （利用方法・利用対象物等）	
利用希望期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
特記事項	

以下の書類を添えて提出すること。
〔添付書類〕
①事業計画書（活動方針、事業内容、商標利用形態が分かるもの）
②規約、会則その他これらに類するもの　③団体役員名簿　④団体の活動が分かる資料

様式第２号（第４条）

「texi」商標利用承認書

文創推第　　号
年　　月　　日

様

横浜市長

年　　月　　日付で申請のありました「texi」商標に関する利用の許諾については、下記のとおり承認します。

利用を許諾する権利	（権利の種類）　　商標　権
	（名称）　　texi　　（登録番号）　　商標登録第5855222号
利用許諾期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
利用料	知的財産権要綱第７条第１項第３号の規定により、無償とする
許諾条件	(1) 市から提供を受けた「商標」データを、市の許諾なく変形・改変・翻案その他の変更をしてはならない (2) 利用承認を受けた事業の実施のために使用し、他の事業には使用しないこと (3)「商標」の取扱いについては、利用者が責任をもって管理し、他への転貸借をしないこと (4) その他、使途について疑義が生じた場合には、市と協議すること

（備考）　この様式は、適宜修正して使用することができる。

担当
電話

様式第３号（第５条第５項）

「texi」商標利用継続申請書

年　　月　　日

横浜市長

申請者
（住所又は所在地）　〒
（氏名又は名称）
※法人にあっては、団体名及び代表者職氏名
（連絡先）
住所　〒
電話番号
担当者氏名

年　　月　　日付で利用承認を受けた「texi」商標の利用について、
要綱第５条第５項の規定による継続利用を申請します。

利用を希望する権利	（権利の種類）　商標　権
	（名称）　texi　（登録番号）　商標登録第5855222号
利用内容 （利用方法・利用対象物等）	
継続利用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
特記事項	

以下の書類を添えて提出すること。
〔添付書類〕
利用内容が分かる資料（商標利用対象物の写真・図等）

様式第４号（第６条）

「texi」商標利用不許諾書

文創推第　　号
年　　月　　日

様

横浜市長

年　　月　　日付で申請のありました「texi」商標に関する利用の許諾については、下記の理由により不許諾とします。

申請を受けた権利	（権利の種類）　　商標　権
	（名称）　　texi　　（登録番号）　　商標登録第5855222号
不許諾理由	

（備考）　この様式は、適宜修正して使用することができる。

担当
電話

様式第５号（第７条第１項）

「texi」商標利用内容変更申請書

年　　月　　日

横浜市長

申請者
（住所又は所在地）　〒
（氏名又は名称）
※法人にあっては、団体名及び代表者職氏名
（連絡先）
住所　〒
電話番号
担当者氏名

年　　月　　日付で利用承認を受けた「texi」商標の利用について、
内容を変更しますので申請します。

変更を希望する権利	（権利の種類）　　商標　権
	（名称）　　texi　　（登録番号）　　商標登録第5855222号
変更内容・理由	

様式第６号（第７条第２項）

「texi」商標利用内容変更承認書

文創推第　　号
年　　月　　日

様

横浜市長

年　　月　　日付で変更申請のありました「texi」商標の使用については、
下記のとおり承認します。

変更を許諾する権利	（権利の種類）　　商標　権
	（名称）　　texi　　（登録番号）　　商標登録第5855222号
変更内容・理由	
許諾条件	(1) 市から提供を受けた「商標」データを、市の許諾なく変形・改変・翻案その他の変更をしてはならない (2) 利用承認を受けた事業の実施のために使用し、他の事業には使用しないこと (3)「商標」の取扱いについては、利用者が責任をもって管理し、他への転貸借をしないこと (4) その他、使途について疑義が生じた場合には、市と協議すること

（備考）　この様式は、適宜修正して使用することができる。

担当
電話

様式第７号（第８条）

「texi」商標利用承認取消通知書

文創推第　　号
年　　月　　日

様

横浜市長

年　　月　　日付で利用承認をしました「texi」商標の使用については、
下記のとおり取り消します。

承認を取り消す権利	（権利の種類）　　商標　権
	（名称）　　texi　　（登録番号）　　商標登録第5855222号
取消理由	

（備考）　この様式は、適宜修正して使用することができる。

担当
電話